

# 天皇の代替わりと政教分離

笹川 紀勝

(国際基督教大学)

天皇の代替わりと政教分離という観点から、最近の出来事を検討するようという指示を受けましたので、出来るだけ他のものを削って報告いたします。<sup>[1]</sup>

## 1 前提問題

### (1) 憲法と皇室の関係

最初に、憲法と皇室の関係をどのように捉らえるかについて、学説を整理してみますと、4つあります。<sup>[2]</sup>

一つ目は、皇室を憲法の平等原則の例外として位置づけるものです。この考え方では、皇室をどのように扱おうと、もはや憲法問題になりません。政府といえどもそこまで広く皇室を憲法の例外に位置づけていません。

二つ目は、引き算論とでもいえるものです。すなわち、現在の皇室典範の規定をどのように捉らるかというとき、旧皇室典範と現在の憲法との間で矛盾するようなものを、そういうものを旧皇室典範の規定から削除した、その結果出来たものとして、現在の皇室典範を捉える。この考え方は、たしかに歴史的なある側面を指摘している点では、適切だと思っておりますが、しかしながら、現在の皇室典範に基本的に合憲の推定を与えています。そうし

ますと、はたして、そういうように皇室典範を捉えることが出来るかどうか。もしそのように捉えるなら、引き算論は、皇室典範に一種の正当化の論拠を提供するように思われます。

三つ目は、バランス論とでもいえるものです。これは、政府がかねがね主張しているものです。どういうものかといいますと、憲法と皇室の伝統、その両方を尊重するというものです。両方を尊重するということで、両者の調和する点を求めますから、両方をはかりにかけるということになります。そうしますと、政府は、なにとなにをバランスさせているかといいますと、一方には、日本国憲法がありますが、もう一方には、皇室の伝統、そして旧皇室典範や登極令等すでに廃止された旧皇室令といわれる法が全部慣習法という名において登場してまいります。そうしますと、現在の日本国憲法が最高法規でありながら、すでに廃止された法令が慣習法という名において生きて働いている様子がわかってまいります。ここにバランス論の一つの問題があります。それから、バランス論によりますと、結局、どこでバランスをとるかという基準がありませんので、その時々政治状況によって、このバランスはいくらでも変化するという別な問題もあります。そういう意味で、バランス論はきわめて政治的な解釈論であると思います。

四番目に、日本国憲法の観点から現在の皇室とその伝統あるいは今の皇室典範そのものを徹底的にみていくという観点、これは成り立つと思います。そういう意味で、私は四番目の立場から天皇の代替わりと政教分離を考えてみました。

## (2) 代替わりの範囲

代替わりといいますと、いったい代替わりの範囲はどこからどこまでをいうものでしょうか。私の考えでは、

代替わりには時間の経過がありますから、第一段階、第二段階というふうに二つにわけてみました。

第一段階では、旧天皇が死にますと、ただちに、新天皇が誕生するという局面と、それからもう一つは旧天皇の葬儀という局面があります。すなわち、旧天皇の死亡の直後に世代交替がありまして、一方で新しい天皇が誕生し、他方で旧天皇の葬儀が行われるのです。二つの出来事が時間を接して生じるのです。第二段階では、もう旧天皇とは関係がなくなり、新天皇の即位の礼と大嘗祭が問題になります。

## 2 代替わりの第一段階

### (1) 新天皇の誕生

それで内容について少し先に進みたいと思います。代替わりの第一段階の新天皇の誕生にかんして、先例となるものは、あまり古いものではなくて、大正天皇と昭和天皇の場合です。といいますのは、旧皇室典範と登極令に基づく踐祚という儀式を経て新天皇が誕生するようになったのは、大正天皇のときからだからです。その中身は、賢所の儀、皇靈殿神殿に奉告の儀、劍璽渡御の儀、踐祚後朝見の儀です。そこでこれらの儀式が、平成天皇の場合にどうなったかを見えます。(なお、平成天皇という言葉は、慣習的には、今の天皇が死んだときに贈られる名前ですから、正確には平成天皇という言葉を使うことは出来ません。しかしながら、平成という言葉がすでに使われていますので、あえて個人的な意見ですが使わせていただきます。といいますのは、明治という言葉が使われて、明治天皇という言葉が生まれ、大正・昭和という元号が使われて、大正天皇・昭和天皇という言葉も生まれたからです。)

さて、平成天皇の誕生の場合に、旧皇室典範や登極令に基づいた諸儀式は微妙に変化しています。すなわち、平成天皇の即位に就いて、一連の儀式が先例にならって行われました。すなわち、賢所の儀、皇霊殿神殿に奉告の儀は皇室の儀式とされましたが、劍璽渡御の儀は劍璽等承継の儀といかえられ、踐祚後朝見の儀は即位後朝見の儀といかえられ、そしてこの二つの儀式は国事行為にされました。そうしますと、ある人は、例えば劍璽等承継の儀の劍璽の本身は神話であるから、劍璽等承継の儀は政教分離に反するといえます。しかし、私は、それを政教分離の問題として取り上げるのはどうかと思っています。それよりも、政教分離の問題として注目したいのは、平成天皇の場合、劍璽等承継の儀、即位後朝見の儀の二つだけを国事行為にしたことです。考えてみますと、新天皇の誕生にかかわって、皇室神道に基づく即位の一連の儀式がありました。そうしますと、政府は、一連のそういう儀式の中から、劍璽等承継の儀や即位後朝見の儀だけを、ある意味でビック・アップしているといわざるをえません。ビック・アップされた二つの儀式には、表面上宗教性はありません。そうしますと、皇室神道の宗教的儀式全体の中から、非宗教的である部分だけを取り出して国事行為にすることがはたしてほんとうに可能かどうかという問題が出てきます。

## (2) 旧天皇の葬儀

旧天皇の葬儀を考えますときに、葬儀には宗教性がつきまとうことに注意しなければなりません。ではどういう所が問題になるのでしょうか。

① 一つ考えられることは、名誉市民などの公葬と旧天皇の葬儀のアナロジーです。これが可能ではないかという説があります。しかし、名誉市民の場合、これは社会的な形ですでにいくつも例があり、それがどの程度の規

模のものであるか、ということを承知しています。しかし、旧天皇の場合の国葬となりますと、これは一般市民の間での通過儀礼の問題ではなくて、君主の葬儀の慣行の問題になります。そういう意味で、アナロジーの発想は、かなり次元の違うものと同じ次元におこうとする考えではないかと思えます。

二つ目に、個人の信教の自由で国葬を正当化出来るかどうかという問題があります。個人がある特定の宗教をもっていて、その宗教を尊重して、葬儀が公的に行われることがあります。その場合に注意したいことは、名譽市民の宗教にしたがつた葬儀を全面的に支援する地方自治体の例がある一方で、そうでない例もあるということです。先例でいいますと、吉田茂と佐藤栄作の葬儀の場合に、政府は、それぞれ無宗教方式をとりました。つまり、個人の信仰にしたがつて独自に宗教性をもったことをしたければ、それを遺族がすればよいのです。通過儀礼としての葬儀は、そうした仕方です。それです。それです。通過儀礼として公葬や国葬とは別個に、公葬や国葬は無宗教方式で可能なのです。そうしますと、個人の信教の自由を楯にとつて公葬や国葬から宗教性を抜くことが出来ないというならば、それは、通過儀礼としての葬儀の独自性を認めていないからでしょう。いいかえれば、通過儀礼としての葬儀と公葬・国葬を区別しないからでしょう。

三つ目の問題として、昭和天皇の葬儀の場合、宮内庁職員が実際上大変なお膳立てをしております。皇室神道に基づく通過儀礼としての葬儀だけでなく、皇室神道の宗教性を帯びた国葬全般を取り仕切っているように見えます。そうした場合に、皇室神道と国家との間に過度のかかわりが生じているのではないかという問題があります。それにともなつて、公費支出の問題もあると思えます。

②具体的に昭和天皇の葬儀について申しますと、皇室の伝統に基づいた葬儀には、殯宮、喪場殿、陵、こういう三つの山場があります。この三つの山場は、約六十ほどの皇室神道による葬儀の儀式の中に位置づけられてい

ます。ところで、現在皇室典範二十五条では、天皇が死んだ場合には、大喪の礼をすることになっています。そこで政府は、全体で六十ほどの皇室神道による葬儀の儀式のうち、ある部分を取り出してきて国事行為とし、そのほかの宗教的行為全般に援助する。しかし、そういうことは政教分離上問題がないのでしょうか。

殯宮、喪場殿、陵に即してみてもみますと、殯宮も喪場殿もこれは皇室典範上法的根拠がありません。陵だけが皇室典範二十七条にあります。しかし、政府は、殯宮も喪場殿も国費でつくりました。いったい、特定の宗教的な葬儀の施設を、はたして国費でつくるのが出来るものでしょうか。

陵にかんして申しますと、ある人は、これは合憲であるという意見を述べていますが、私は納得がいきません。その学説は、合憲の理由として、陵は遺体を埋葬するところだからといいます。たしかに、遺体を埋葬するといえば、なんとなくわかった気がするのは、私たちの通常の墓のイメージと陵を同じもののように重ねて捉えるからでしょう。ところが、通常の墓と陵とは、およそ桁が違います。例えば、幕末から明治維新にかけて、勤皇派は、陵を王者のしるしとして考えています。そういう意味では、陵は一般市民の遺体を埋葬する墓とは違いますから、それには国民主権と抵触してくる面があります。今回の報告では、国民主権に立ち入らないで、政教分離に重点をおいていますので、そのかわりで申しあげますと、皇室神道の考えでは陵には祖先の神が宿っています。陵で何年毎にという祭祀をしながら、やがて百年毎に繰り返すというふうに決まっていますので、その祭祀は永遠に続きます。そうしますと、それは祖先崇拜という側面をもった宗教施設というふうに考えざるをえません。また、管理の実態を見えますと、陵は宮内庁の管轄になっていて、決して文化財保護法による文化庁の管理の下にはありません。管理の実態はまさに聖なるものを祀るそういうものになっています。それゆえに、陵には国民主権と政教分離の上で問題があると考えています。

### 3 代替わりの第二段階

#### (1) 即位の礼

第二段階は、先ほど申しましたように、新天皇の即位の礼にかかわります。ここで議論になりますものは、即位の礼と大嘗祭です。事柄をわけて検討してみたいと思います。

即位の礼もまた一連の皇室神道の儀式です。先例では、それは、即位礼とも呼ばれ、京都で行われました。さて、その一連の儀式の中で、即位礼の当日行われる儀式を見てみましょう。

戦前の政府の資料を見ますと、午前中に春興殿において賢所大前の儀があります。ここからすべての儀式が始まります。天皇は二千人ほどの群臣を引き連れて賢所の前で位についたことを神に奉告します。そして人々が天皇の拝礼に合せて神に拝礼します。午後、左隣りにあります紫宸殿で即位礼が行われます。そこでは午前中の儀式と対比的に、宗教性は強調されていません。したがって、午後の即位礼だけ見ますと、それは、君主が位についたことを宣言する場面です。外観としては、午前中の賢所大前の儀の宗教性と切り離されています。しかし、ある人は、大正天皇や昭和天皇が即位式で登りました高御座、それから皇后の登る御帳台、こういうものは神話に基づいている、そのつくりが宗教性を持っているといえます。私は、そういう根拠付けが可能かもしれないと思えますけれど、宗教性をあまり強調出来ないのではないかと考えています。

次に、現行の皇室典範二十四条が即位の礼を定めていますから、これに即して考えてみます。皇室典範二十四条は簡単な規定であって、即位の礼の実施をいかに具体化するかを、解釈者に広くゆだねているといわざるをえ

ません。そこでは、憲法の観点から、即位の礼の具体化が考案されてしかるべきですが、宮内庁はそういたしません。

宮内庁の解釈では、即位の礼は、約三十ほどの大礼関係諸儀式によって具体化されます。しかし、この約三十の儀式は、皇室典範や登極令の流れに沿っています。すなわち、この約三十の儀式も、皇室神道の儀式によってプログラム化されています。そして、政府は、即位の礼にかんするものとして、即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀、饗宴の儀の三つだけを取り出して、それらを国事行為にしています。そうしますと、これはすでに新天皇の誕生の場合、それから旧天皇の葬儀の場合にも述べたことですが、一連の皇室神道の大礼関係諸儀式という中において、あるものだけを、つまり三つだけを取り上げて、全体の流れから切り離しています。そうしますと、儀式全体が皇室神道によってプログラム化されているときに、その中の重要な部分を政府が国事行為とした場合、皇室神道全体への援助や助長が起きないのかどうか。こうしてみますと、今まで指摘しましたところと同じ問題点が見えてきます。

平成天皇の場合を見ましょう。当日午前中に賢所大前の儀が行われました。午後には即位礼正殿の儀が宮殿で行われました。そうしますと、午前中の賢所大前の儀に、内閣総理大臣をはじめとして、高位高官が出席しましたから、戦前と同じことがおきました。出席は、特定宗教の活動を援助助長することになって、政教分離を侵害していないでしょうか。

それから、宮内庁職員が、政府が国事行為にした三つだけでなく、大礼関係諸儀式全体をお膳立てしていますから、これまた、政教分離の論点が出てくると思っています。

まとめてみますと、即位の礼全体にかかわる政教分離の大きな論点は、皇室神道の一連の儀式の中から三つだ



けを国事行為にする問題、内閣総理大臣をはじめ高位高官が賢所大前の儀に参列する問題、それから宮内庁職員が皇室神道の宗教活動全体をお膳立てする問題にあると考えています。

## (2) 大嘗祭

大嘗祭は、旧皇室典範と登極令に定められていました。この実態を調べることが、これからの参考になると思っています。ただ時間の関係上端折って申し上げることになるのをお許し下さい。

①大正天皇、昭和天皇の場合でも、大嘗祭は、斎田卜定から始まります。すなわち、亀の甲らを焼いて占って悠紀の地方、主基の地方を定めます。この占いは、掌典長が行います。掌典長は、神々に適切な場所を選んでほしいという祈りをもって実行します。神官のかかわりは、そのレベルまでですが、具体的にこれからあと悠紀の地方、主基の地方のどこの田圃を選定するかが問題になります。戦前ですと、宮内大臣が当該知事を選定を命じました。そこで知事は、具体的に田圃を選定しました。こうして両方の田圃で出来た米をもとにして悠紀殿、主基殿すなわち大嘗宮で、天皇が祭儀を行いました。この米は、具体的には、食べる米、飲む酒として使われま

す。

悠紀殿、主基殿の秘儀は、まさに皇室神道の中心的なものだと思います。悠紀殿と主基殿で同じことが繰り返されますが、それは夕方と真夜中の相違でしかありませんので、悠紀殿に絞ってお話します。

ところで、大嘗祭は、一般に、農耕の収穫祭に起源があるといわれています。そして有力説は、天皇が悠紀殿という建物の中に設けられた場所で、食べ物を神と共に食べたあとで、ベッドに寝る、それによって天皇霊を受けるといいます。しかし、戦前の政府の説明では、大嘗祭の農耕儀礼としての側面に力点がありまして、天皇が

天皇霊を受ける、神になるといふことはうかがえません。

それでは、現代の問題に移ります。現行の皇室典範には大嘗祭の根拠規定がありません。たしかに、現在の皇室典範の制定過程で、同法案には大嘗祭が規定されていないがどうしたのかという質疑がありました。それに對して金森國務大臣は、国というものは、思想とか宗教とかにかかわらないのだと答弁しました。そして、今後は、それは、皇室の私的な儀式として行われるであらうといたしました。この答弁は、今日の言葉でいいますと、国家の非宗教性の主張であると思います。そして戦後政府は、ずっと、この考え方を維持してきました。

平成天皇の大嘗祭の検討のために即位礼準備委員会が発足しました。そして同委員会は、政府見解を発表しました。それによりますと、大嘗祭は、やはり農耕の収穫祭に起源があると捉えまして、天皇が天照大神と天神地祇に国家の安寧と五穀豊穰を感謝し、またそれを祈る宗教儀式であると認識しています。政府見解は、文面上では皇祖とだけいついていて、天照大神という言葉を使っていません。私は、皇祖とは、天照大神をさすと理解しています。

ところで、政府は、大嘗祭の宗教性を認識していますが、それにもかかわらず、大嘗祭にかかわるのは、それが皇位継承にもなう皇室の儀式であつて、憲法が世襲制を定めているので、重大な関心を持ち、その挙行を手伝う方途を講ずるからであるといいました。そうしますと、要するに、政府の理解では、一つには、大嘗祭には宗教性があるのですが、もう一つには、憲法が世襲制を定めていて、皇室が行うから、政府は重大な関心を持ち、手助けする。こうして、私は、政府見解には要点が二つあると考えています。それで実際の例に即して、この見解をもつと考えてみたいと思います。

大嘗祭のために、今回も斎田卜定が行われ、占いのために龜の甲らを使ったといわれています。そのために、

保護動物を殺したのではないかといわれています。いずれにしても、占いの結果、秋田県と大分県が選ばれました。関係の知事が動いたようですが、まだその内容ははっきりしません。先例によれば、知事は、模範的地方の模範的農家を選び、齋田を決定します。今回は、どこの田圃が選ばれたのかは、直前にならないと公にならないだろうといわれていました。そしてその通りでした。もし知事が、大嘗祭の事務に協力いたしますと、それは地方自治法二四二条に基づいて、違法もしくは不当な公金の支出という問題が起きます。住民訴訟の可能性がここにあります。<sup>(5)</sup>

②悠紀殿における天皇の宗教的な秘儀を政府はどのように捉えているかを少し検討してみます。先ほど政府見解で見ましたように、政府は、大嘗祭は天皇が神になる儀式であるとはいいません。そうではなくて、その儀式は、天皇が国家の安寧と五穀豊穡を神に感謝し祈るものだと思います。これが核だと理解しています。そこでこの考え方を検討してみましょう。

皇室神道の考え方では、悠紀殿における天皇の秘儀の中心にどんな神がいるのかはつきりしません。天照大神かそれとも天神地祇か、それとも両者か。これについて神道学者の間で争いがあるのですが、決定打は出ないと思います。なぜなら、誰もそれを覗くことが出来ないからです。また、かりに覗いたとしてもわからないでしょう。なぜなら、それは信仰の問題だからです。そのように、神学的な核心部分において揺れがあるのですが、そうした揺れがあったとしても、この秘儀の核心部分を統一的に担えるのは、天皇だけです。それゆえに、天皇によって皇室神道の核心部分は支えられ、維持されているのです。

大嘗祭は、天皇が一世に一度だけ行う儀式であって、そこにおいて、天皇は神とあるいは神々と直接交わる、そして、天皇は、ベッドに寝て、神の霊を受ける、天照大神と交わる、いや、こうしたことはないのだという意

見が最近神道学者の間に出てきました。<sup>(6)</sup> この最近の主張を少し紹介したいと思います。

この学説を理解する前提として、悠紀殿の中を見ておきます。

大嘗祭の悠紀殿の中には、誰かが寝る畳八枚重ねたベッドが南北におかれていまして、足を北の方に向けています。そして、その隣に東南（今回の場合は「東南」ではなく「西南」）に向けて、天皇が座る御座と神食薦（かみのけこも）といわれるむしろあるはござがおいであります。そこで、采女すなわち奉仕する女性に手伝われて、天皇は御座に座ります。そして神食薦で天皇は、神あるいは神々に食べ物を捧げるといわれます。

先ほどいきました最近の説は、次のようにいいます。神食薦で食べるのは天照大神である、天照大神が天皇から食べ物を受け取り、食べる、すなわち共食する、それが終わると天照大神は、ベッドに寝る、だから天皇がベッドに寝て天皇壺を受けるといふ主張は根拠がない、文献上どこにもそれは見当たらない、こういった。さらにこの説にいわせると、天皇は、食べ物为天照大神に捧げ、一緒に自らも食べることによって新たな霊を身に受ける、こうして天照大神と天皇との間で、霊的な交流が生じる、ただし、天照大神と天皇との間にははつきり上下関係があつて、天皇が天照大神から食べ物を受け取るとき、いちいち「おう」というが、これは「称唯（いししょう）」といつて、下のものが上のものに答えるときという言葉であり、普通は使わない。

この主張は、天皇が神的な性質をもっていることのあらたな正当化をはじめていると思います。古い有力説は、折口説といわれますが、この説の根拠は、文献学上どこにも見当たらない。そうすると、折口説は、まちはいなく否定されたのです。しかし、逆に、新しい説は、天皇が天照大神と霊的な交わりをするという宗教性をはつきり浮かび上がらせたと思います。その点で、古い説であれ、新しい説であれ、どちらも、天皇だけが天照大神と直接交わることが出来ることを認め主張しているといわざるをえません。天皇以外のだれもそうしたことを

なしえないというのです。それゆえに、この主張は、大嘗祭の宗教性の重要な問題点をはっきり示したと考えられます。

③先に利用しました戦前の資料を見ますと、天皇が大嘗祭において神あるいは神々と交わる儀式の場面は、私を見るかぎり、三つあります。一つは供饌の儀、それから御告文、そして御直会です。供饌の儀は、天皇が神あるいは神々に食べ物を捧げる儀式です。そして、御直会は、天皇が神あるいは神々から食べ物を「おう」といつてもらって食べる儀式です。それから御告文は、天皇が神あるいは神々に食べ物を捧げる祈りです。そうしますと、先ほど紹介した神道学者は、供饌の儀と、御直会の二つの儀式に注目しているのがわかります。そのため、御告文の部分には注目していませんことが分かります。

そこで御告文について検討してみます。天皇は、神あるいは神々に食べ物を捧げて、そして次に自分も食べるのですが、その間に、神あるいは神々に祈りを捧げます。この祈りの中身は公表されたことではないのですが、戦前の政府の資料では、天皇は神あるいは神々に国家の安寧と五穀豊穰を感謝しまた祈るというふうに出ています。今回の政府見解でも、大嘗祭で宗教性があるのだというとき、宗教性の核になるものとしては、供饌の儀、御直会、それからもう一つ国家の安寧と五穀豊穰を感謝し祈るというように、三つの要素を正しく捉え、そして従来の御告文と同じような内容をいいます。天皇が神あるいは神々に食べ物を捧げる供饌の儀と御直会の内容は、一応どういふものか知られています。しかし、御告文の中身、すなわち、戦前戦後の政府によれば、国家の安寧と五穀豊穰を、証明した人はいません。

政府の認識として、天皇が日本という国家の繁栄と安全を神あるいは神々に祈っています。たしかに、通俗的には、手紙のやりとりのあとに、御健康を祈りますという文言をつけることがありますから、御告文の中身とし

てそうしたことがいわれるのだと聞けば、そういうものだろうといつてわかつた気になります。しかし、これは個人的な慣習ですが、大嘗祭の場合事柄はそう単純ではありません。といいますのは、戦前戦後の政府のいう通りの御告文の中身であれば、そこには、国家が特定の宗教に支えられているという信仰が表明されているからです。このことが明らかにすると、そうした祈りが出来るということは問題になります。また問題にしなればなりません。ところが、祈りの中身がどんなものかを実証的に捉えることは出来ません。戦前ですが、悠紀殿の内陣に天皇がおり、そこから二十メートルくらい離れて、内閣総理大臣がいます。そして、溝口書記官がその近くにいました。彼のいた場所がどこかを特定出来ませんが、彼は天皇の動作を外部に待機している七百人くらいの人たちにいちいち伝達する。また、何が聞こえたかを述べていません。そうしますと、戦前の政府は、どうやって天皇の祈りの中身を把握出来たのでしょうか。また、今日の政府もどうして、政府見解のようにいえたのでしょうか。つまり、宗教性の核になるところを捉えようとしますと、謎に出会うのです。公表出来ないタブーが存在しています。そうしますと、第一には、悠紀殿に内閣総理大臣が参列することは、皇室神道の活動への援助長にならないはずはありません。また、第二に、聞くところでは、皇室神道を直接担う掌典長、掌典たちは十人前後の少数です。そうしますと、多人数を必要とする大嘗祭の儀式を、ただかか十人前後の人たちが取り仕切れることは出来ませんから、結局宮内庁職員が、祭儀を企画実行することになり、宮内庁職員と掌典長、掌典たちが一緒になって、タブーを守り、したがって両者間に過度のかかわりが生ずるのは避けられません。

旧天皇の葬儀と、新天皇の即位・即位の礼・大嘗祭を通して見たとき、政教分離のかかわりでは、やはり津地鎮祭事件最高裁判決のいわゆる目的効果基準は重要であると思います。しかし、目的効果基準を使うとしても、事柄に即して考えたとき、次のような特徴と問題点を見るべきだと思います。

(1) 政府は、全体としては宗教性のある儀式の中で、ある部分だけを取り上げて、政教分離に違反しない、国事行為に出来るというのですが、全体との関連をあまりに軽視していないかということです。

そのことをもう少し突っ込んでいいますと、政府は、ある部分だけを国事行為にすることによって、全体の費用をまかなっています。そのように、都合のよい部分を抽出することによって、皇室神道の宗教儀式全体を援助するという問題があります。それゆえに、政府の抽出したところだけを見て、目的効果基準の適用を議論すべきではありません。

(2) 旧天皇の葬儀だけでなく、大嘗祭にも出てきますが、皇室神道の宗教的な活動への援助そのものの問題です。

① 大嘗祭についていいますと、大嘗宮は、宗教施設そのものです。それですから、そうした宗教施設の建設を公費ですることに問題がないとは考えられません。全経費として約八十一億円が予定されていて、その中心的な大嘗宮の建設と祭儀そのものために約十八億円が使われます。こういう多額なものを国が出さないかぎり、天皇家は、大嘗祭を行えません。

②多額の公金支出によって、大規模な宗教活動が可能になったというのは、財政的な援助の側面ですが、それにプラスして、人的な援助が重要な要素をなしているということです。すなわち、大嘗祭の宗教活動は、大規模なものであり、とても少数の掌典長、掌典らのよくなし得るところではありません。それは、多数の宮内庁職員が関与することではじめて実行可能になったというべきです。また、宮内庁職員の皇室神道へのかかわりが、過度のものであるのはいうまでもないでしょう。

③政府自身が政府見解を出して、大嘗祭の実行に国家的な参与の道を開いたことによって、はじめて経済的・国家的援助の複合体が形成されたのであり、そのことによって大嘗祭という皇室神道の宗教活動は実際可能となったと判断すべきです。

(3) この点で、最近の長崎忠魂碑訴訟第一審長崎地裁判決は大事になってきます。というのは、同裁判所は次のようにいったからです。すなわち、

十四の忠魂碑のうち、十三までが政教分離に違反しない。ところが一つだけすなわち軍人軍属合葬の碑といわれる佐古梅ヶ崎の招魂碑についての市の支出は政教分離に反して違憲である。なぜなら、この招魂碑は、遺族を慰める面が乏しく、それどころか、その性格は、歴史的に護国神社の施設そのものであり、それへの市の財政的な援助の「目的は特定宗教施設そのものの維持管理であり、その効果も、……招魂社、護国神社と深いかかわりをもった宗教施設に対し、その神社の儀式による慰霊祭の費用の一部を援助する結果をもたらしている」点で特定宗教への援助助長の効果を有するからである。<sup>(8)</sup>

この判決は、第一に、宗教にかかわる行為に遺族を慰めるという社会性あるいは世俗性に注目しました。それでは、大嘗宮の建設の行為の目的を考えてみましょう。大嘗宮の建設にどんな社会性あるいは世俗性があるでし



ようか。ないと思います。なぜなら、それは、一般市民にかかわりはなく、かつて君主であった天皇家のために宗教的施設をつくるからです。第二に、この判決は、護国神社の宗教活動そのものへの財政援助を問題にしました。ところが、市が護国神社の経費の一部を援助するのと違って、大嘗祭では、国家の経済的な援助にとどまらず、宮内庁職員を総動員しての人的な援助も伴っています。それゆえに、大嘗祭での国家的な援助は、政教分離に反するとされた長崎市の忠魂碑の場合の比ではありません。

(1) 口頭発表(一九九〇・六・二三)は、平成天皇の即位の礼・大嘗祭の前であったから、その時点までの議論に制約されていた。しかし、本稿の段階では、その後の状況をも捉えることが出来たので、可能なかぎり、実際に行われた平成天皇の即位の礼・大嘗祭をも視野にいた。ただし、口頭発表の内容に大きな変更を加えることはしなかった。

(2) 詳しくは、笹川「即位の礼・大嘗祭と憲法」ジュリスト九七四号一九九一年三月一六二頁以下参照。

(3) 内閣大札記録編纂委員会「昭和憲法要録」一九三一年一六一頁以下。

(4) 芦部信喜・高見勝利編著『皇室典範』日本立法資料全集一、信山社一九九〇年二三三―四、二三七、三二五―七、四三〇―三、五一六頁参照。

(5) 実際は大分県で、住民訴訟として「抜穂の儀」違憲訴訟が一九九一年一月二十五日に大分地方裁判所に提起され、それは現在係争中である。

(6) 岡田莊司「大嘗祭——真床覆衾。論と寢座の意味——」國學院雑誌一九八九年十二月一頁以下参照。

(7) 東京朝日新聞一九二八年十一月十五日、靖国神社問題特別委員会編『国家と宗教』日本基督教団出版局一九七八年二四五頁所収。

(8) 長崎地裁一九九〇年二年二〇日判決、判例時報一三四〇号五四頁。